

81 (明治16年) 9月7日 菊池丞き

先達は御細々之事御状被下候得共何もかにも此元にてハ不さま  
りにて早速御返事を不申お姉様も御道中にて腕に御けが被成候  
由其後何の御障りもあらせられ候哉笹様も愈々かはいく発候哉  
伺上候宿元お祖母様御初子供ら迫無事ニ凌居候間御安事被下間  
敷お母様のこぶも大そふちいさくなりあつり物も此頃さおゐし  
いと仰に候得ハ是又御安心可被遊候□此間七橋市衛門様ニ御  
礼申上候毎月善五郎エ小遣錢御渡しの外に弐円五拾錢書物頼求  
る為十五日迄之かはせ金遣しくれ候様申参り候へはおまえ様迄  
上ヶ候間若且那樣の方エ御願口上被下度と申上間右やう御承知  
被成下御渡し被下度候狐崎之方も御心配被遊候忠治氏御きひ敷  
教育日々さへ□致居候へ共□今出来不申や(抹消)〔村井より百円〕澤田

エお母様御出被成忠衛さんエ委敷御咄し被成候所何分毎月の小遣計り上ヶさせ候様致へく旨申くれ候先村方より百円請取夫ニてかはら并ハへきんとい夫れらの者私代間に合せるちもりに御座候金付□方御知らせ候哉も相しれ不申候得共毎月廿日貳拾円ツゝ遣候ちもりに御座候此間田やエ長助遣し田を見せ候処いねのよふしもよろしき由ニ候得は払米も御心配中に御座候狐崎の方もきまり候ハゝ猶又御知らせ申上候何もかにもきまり候ハゝ一所に御知らせ可申上と存夫故長々御無沙汰申上居候先ハ何分

かしく

ゑきより

九月七日

兄上様

返す／＼申上候実に恐入候へ共お母様私より於姉様エ宜敷御

伝言御願申上候以上

(同封 明治16年9月7日 菊池ぬち宛菊池ゑき)

前文御ゆるし被下度候笹様ハ日増けい者ニならせられ何程かおかわぬ敷御なり被成候半んと再白之御断し致居候けいまるも実にわるく成候おなみの様子ハ何に候哉金五殿もとふ云様子ニ御座候哉愈々御氣を付何程おこり候ても宜敷候間兄様に御断し被下度御願申上候何も草々以上

九月七日

於姉様

ゑき

尚以申上候新渡戸ノ子供ハのふ病て□く申上おすみハしこくまめ敷御座候大よしと此頃大そふよろしく成ましたとうゾも御面動被下難有存候於まえ様の櫛も見付候へ共仰之假頂(かぶ)き申上候横髪を御わしれ被成候間根子エたのみ候以後ニ両てんこわし此元まで持よふと思ひし処出来申さす是も根子エたのみ候間何分□□に御礼申上候